

函館市交通安全対策会議 関係資料

令和 8 年（2026 年）6 月 3 0 日（火）

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| （1）交通安全対策基本法（関係分抜粋） . . . . .   | 1     |
| （2）函館市交通安全対策会議条例 . . . . .      | 2     |
| （3）函館市交通安全対策会議委員名簿 . . . . .    | 3     |
| （4）函館市交通安全対策会議幹事会要綱 . . . . .   | 4     |
| （5）函館市交通安全対策会議幹事会幹事名簿 . . . . . | 5     |
| （6）函館市交通安全条例 . . . . .          | 6 ～ 8 |



## ○ 交通安全対策基本法（※関係する規定を抜粋）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の利用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### （市町村交通安全対策会議）

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

#### （関係行政機関等に対する協力要求）

第十九条 中央交通安全対策会議、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議（市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあつては、市町村の長。次条並びに第二十六条第一項及び第五項において同じ。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長（関係行政機関が委員会である場合にあつては、関係行政機関）及び関係地方行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の執行機関並びに政令で定めるその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

#### （市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

## ○函館市交通安全対策会議条例

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、函館市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 函館市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、函館市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長および委員等)

第3条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。
  - (1) 国の関係地方行政機関の職員
  - (2) 北海道の部内の職員
  - (3) 北海道警察の警察官
  - (4) 市の職員(次号および第6号に掲げる者を除く。)
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長
  - (7) 公募による者
  - (8) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の定数は、18人以内とする。
- 7 委員(第5項第7号および第8号に掲げる者のうちから委嘱された委員に限る。以下この項および次項において同じ。)の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第4条 会議に、特別な事項を審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、北海道旅客鉄道株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別な事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市民部において処理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和40年12月18日函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和46年10月9日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年8月1日から適用する。

附 則(昭和50年8月1日条例第33号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年10月31日条例第43号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月27日条例第4号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日条例第4号)

- 1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項の規定による函館市交通安全対策会議の委員の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

# 函館市交通安全対策会議委員名簿

令和8年4月1日現在

| 区 分           | 所 属 機 関・役 職 名                  | 氏 名    |
|---------------|--------------------------------|--------|
| 会 長           | 函 館 市 長                        | 大泉 潤   |
| 国の関係地方行政機関の職員 | 北海道開発局函館開発建設部次長                | 今野 秀一  |
|               | 北海道運輸局函館運輸支局長                  | 杉澤 武則  |
|               | 函 館 地 方 気 象 台 次 長              | 橋本 政樹  |
|               | 北海道労働局<br>函館労働基準監督署長           | 加藤 孝   |
| 北海道の部内の職員     | 北海道渡島総合振興局保健環境部<br>くらし・子育て担当部長 | 井川 浩樹  |
|               | 北海道渡島総合振興局函館建設管理部<br>用地管理室長    | 田村 栄治  |
| 北海道警察の警察官     | 北海道警察函館方面本部交通課長                | 佐藤 直哉  |
|               | 北海道函館方面函館中央警察署長                | 佐藤 伸治  |
|               | 北海道函館方面函館西警察署長                 | 河奥 利之  |
| 市の職員          | 函 館 市 市 民 部 長                  | 宮田 至   |
|               | 函 館 市 土 木 部 長                  | 春山 英之  |
|               | 函 館 市 企 業 局 交 通 部 長            | 東出 洋幸  |
| 教 育 長         | 函 館 市 教 育 委 員 会 教 育 長          | 木村 雅彦  |
| 消 防 長         | 函 館 市 消 防 本 部 消 防 長            | 安田 太   |
| 公募による者        | 一 般 公 募                        | 池内 芙美代 |
| その他市長が必要と認める者 | 函 館 中 央 交 通 安 全 協 会 会 長        | 平井 尚子  |
|               | 函 館 地 区 バ ス 協 会 会 長            | 森 健二   |
|               | 函 館 市 町 会 連 合 会 副 会 長          | 川上 誠   |

## 函館市交通安全対策会議幹事会要綱

### 1 設 置

函館市交通安全計画等を策定するにあたり、関係機関等が推進する交通安全施策に係る事項を協議するため、函館市交通安全対策会議条例（昭和46年函館市条例第40号）第6条の規定により、函館市交通安全対策会議に幹事会を設置する。

### 2 構 成

- (1) 幹事会の幹事は、別表のとおりとする。
- (2) 幹事会に幹事長を置き、市民部長をもってこれに充てる。

### 3 協議事項

- (1) 函館市交通安全計画の策定に関すること。
- (2) 年度別実施計画および事業実績の作成に関すること。
- (3) その他、交通安全の推進に必要な事項に関すること。

### 4 運 営

- (1) 幹事会は、幹事長が招集する。
- (2) 幹事長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### 5 庶 務

幹事会の庶務は、市民部交通安全課において処理する。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

## 函館市交通安全対策会議幹事会名簿

| 所 属 機 関               | 役 職 名                            |
|-----------------------|----------------------------------|
| 北海道開発局函館開発建設部         | 工 務 課 長                          |
| 北海道運輸局函館運輸支局          | 首席運輸企画専門官                        |
| 函 館 地 方 気 象 台         | 土砂災害気象官                          |
| 北海道労働局函館労働基準監督署       | 安 全 衛 生 課 長                      |
| 北海道渡島総合振興局保健環境部       | 環 境 生 活 課 長                      |
| 北海道渡島総合振興局函館建設管理部     | 事 業 室 事 業 課 長                    |
| 北 海 道 警 察 函 館 方 面 本 部 | 交 通 課 課 長 補 佐<br>( 企 画 指 導 担 当 ) |
| 北海道函館方面函館中央警察署        | 交 通 官                            |
| 北海道函館方面函館西警察署         | 地 域 ・ 交 通 官                      |
| 北海道旅客鉄道(株)函館支社        | 技 術 次 長                          |
| 道南いさりび鉄道株式会社          | 施 設 課 長                          |
| 函 館 市                 | 企 画 部 計 画 推 進 室<br>新幹線・地域交通政策課長  |
| 函 館 市                 | 総務部災害対策課長                        |
| 函 館 市                 | 保健福祉部管理課長                        |
| 函 館 市                 | 子 ども 未 来 部<br>子 ども 企 画 課 長       |
| 函 館 市                 | 土木部道路建設課長                        |
| 函 館 市                 | 都 市 建 設 部<br>まちづくり景観課長           |
| 函 館 市 教 育 委 員 会       | 生涯学習部管理課長                        |
| 函 館 市 企 業 局           | 交通部安全管理課長                        |
| 函 館 市 消 防 本 部         | 警 防 課 長                          |
| 函 館 市 交 通 安 全 対 策 会 議 | 公 募 委 員                          |

## ○函館市交通安全条例

平成16年 3 月 25 日

### 条例第18号

函館市は、函館山のふもとから扇状形に広がる地形に沿って、古くから市街地が形成されてきたことから、坂道や変則的な交差点が多数存在するほか、寒冷地であることなど、特殊な交通環境に起因するさまざまな問題を抱えています。

市では、安全で住みよいまちづくりを目指し、函館市民憲章を制定し、および安全都市宣言を行うとともに、道路や交通安全施設の整備、交通安全教育等の各種の施策を展開し、違法駐車防止にも努めてきましたが、交通に関する法令の無視や交通徳の低下による交通事故が数多く発生しています。

交通安全は、市民一人一人が取り組まなければならない重要な課題です。悲惨な交通事故を防止するためには、市民が交通安全に対する理解と関心を深めていかなければなりません。

ここに、すべての市民が協力し、交通安全に対する意識を高め、これを実践することにより、交通事故のない安全な市民生活を実現するため、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、市における道路交通の安全（以下「交通安全」といいます。）に関し、基本理念を定め、市、事業者、車両の運転者および歩行者の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する施策の基本的な事項を定め、これを推進することにより、交通安全を確保し、事故のない安全な市民生活の実現に寄与することを目的とします。

#### (基本理念)

第2条 交通安全は、人命の尊重を基本に、市民一人一人が交通に関する法令を遵守すること、交通安全に対する理解を深めることができるよう多様な機会を提供することおよび市民の自主性を尊重することにより確保されなければなりません。

2 交通安全は、地域の特性を踏まえ、道路の交通環境の整備を図るとともに、交通安全に配慮したまちづくりを進める中で確保されなければなりません。

#### (市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、交通安全に関する総合的な施策を策定し、これを実施します。

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、国、北海道その他の関係機関および交通安全にかかわる団体との密接な連携を図ります。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業に使用する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対し、運転者の心得および交通事故の際の救急措置を徹底するなど、交通安全に関し必



要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(車両の運転者の責務)

第5条 車両を運転する者は、交通に関する法令を遵守するとともに、高齢者、障害者、児童および幼児に対しては特に注意を払い、歩行者に危害を及ぼさないようにする等安全な運転に努めなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、自転車を運転する者は、二人乗り、並走、自転車駐車場以外の場所への自転車の放置等により、歩行者や他の車両の通行の妨げにならないよう努めるとともに、夜間においては、車体の側面にも反射器材を取り付けること等により、自ら安全の確保に努めなければなりません。

(歩行者の責務)

第6条 歩行者は、道路を通行するに当たっては、交通に関する法令を遵守するとともに、夜間においては、夜光反射材を使用すること等により、自ら安全の確保に努めなければなりません。

(道路交通環境の整備等)

第7条 市は、道路の交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備に努めるとともに、道路に放置され、交通の障害となっている自動車および自転車について、警察署と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。

2 市は、交通安全施設の整備に当たっては、歩行者、特に高齢者、障害者、児童および幼児が安全かつ円滑に通行できるよう配慮します。

3 市は、国、北海道その他の関係機関と連携して、交通安全施設を点検し、道路の交通環境の状況を把握するよう努めます。

4 市長は、道路の交通環境の整備を図るため必要があると認めるときは、国、北海道等に対し、必要な措置を講ずるよう要請します。

(交通安全教育の推進)

第8条 市は、市民の交通安全に関する知識の普及および意識の高揚を図るため、交通安全教育の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

2 市民は、生徒、児童および幼児（以下「生徒等」といいます。）への交通安全思想の定着を図り、生徒等を交通事故から守るため、家庭および地域において、生徒等に対して交通安全教育を行うよう努めなければなりません。

3 学校または保育所を設置し、または管理する者は、生徒等の発達段階に応じた交通安全教育の充実に努めるとともに、生徒等が交通安全に関する活動に参加できるよう配慮しなければなりません。

(広報等の実施および情報の提供)

第9条 市は、市民および事業者に対し、広報紙等を通じて交通安全に関する広報および

啓発を行うとともに、道路および交通ならびに気象に関する情報その他交通安全に関し必要な情報の提供に努めます。

(交通死亡事故多発警報等)

第10条 市は、市の区域内において交通死亡事故が多発している場合等においては、交通死亡事故多発警報を発し、警察署、関係機関および関係団体と連携して、市民および事業者に注意を喚起するよう努めます。

(暴走行為防止対策の実施等)

第11条 市は、北海道暴走族の根絶等に関する条例（平成15年北海道条例第37号）第2条第2号に規定する暴走行為を防止するため、警察署その他の関係機関と連携し、その対策に努めます。

2 市民は、前項の暴走行為を発見したときは、速やかに警察署に通報するよう努めなければなりません。

(交通安全団体に対する支援)

第12条 市は、交通安全にかかわる団体の育成およびその活動の支援をするため必要な措置を講ずるよう努めます。

(救急および救命体制の整備充実)

第13条 市は、救急病院等と連携し、交通事故による負傷者に対する救急および救命体制の整備および充実に努めます。

(近隣市町村との協力)

第14条 市は、必要に応じ、近隣市町村と協力し、交通安全に関する広報および啓発の実施に努めます。

(表彰)

第15条 市は、交通安全思想の普及または交通安全に関する啓発活動の推進に功績があったと認められる団体または個人を表彰します。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、平成16年6月1日から施行します。